

社会福祉法人ふきのとう

介護予防・日常生活支援事業第1号通所事業（指定通所型サービスA）

## ふきのとう すこやかシニア教室 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ふきのとうが設置するふきのとう すこやかシニア教室（以下、「事業所」という）において実施する指定通所型サービスA事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所型サービスAの円滑な運営管理を図るとともに、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な身体の筋力向上のための体操、口腔機能向上又は栄養改善の指導等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上及び社会参加を目指すことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定通所型サービスAの提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業所は、自らその提供する指定通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図ることができるよう努めるものとする。
  - 3 事業所は、指定通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むこと及び社会参加することができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
  - 4 事業所は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
  - 5 事業所は、指定通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 指定通所型サービスAの提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行う

ものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふきのとう すこやかシニア教室
- (2) 所在地 京都府綾部市鷹栖町豊後田 32 番地 山家基幹集落センター

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (すこやかシニア従事者研修等を修了した者)  
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所型サービスAの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 介護従事者  
看護職員 1名 (事業者内の他サービスとの兼務あり)  
介護職員 3名  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 第2水曜日、第4水曜日
- (2) 営業時間 午前9:00～午後12:00

(指定通所型サービスAの利用定員)

第7条 事業所の1日あたりの利用定員は15名とする。

(指定通所型サービスAの内容)

第8条 指定通所型サービスAの内容は、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。
- (2) 通所型サービスA計画書を作成する。
- (3) 通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント計画又は居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

- (4) 通所型サービスA計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、当該通所型サービスA計画を交付する。
- (5) 少なくとも1月に1回は、通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等に報告する。
- (6) 通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握を行う。

#### (通所型サービスA計画の作成)

- 第9条 事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成する。
- 2 通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント計画又は居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
  - 3 通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
  - 4 管理者は、通所型サービスA計画を作成した際には、当該通所型サービスA計画を利用者に交付する。
  - 5 管理者は、通所型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という）を行う。
  - 6 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告する。
  - 7 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行う。

(利用料等)

- 第10条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定通所型サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費の額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所型サービスAを提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定通所型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- ①送迎に要する費用：利用者の希望により、送迎を行った場合、片道100円。
- ②前号掲げるもののほか、指定通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 4 前項第2号に掲げる費用については、別に、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域は、綾部市とする。

(衛生管理及び感染症の予防・まん延防止対策)

- 第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための

研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第 13 条 従業者は、指定通所型サービス A の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所型サービス A の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録をするものとする。
  - 4 事業所は、利用者に対する指定通所型サービス A の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第 14 条 事業所は、指定通所型サービス A の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所型サービス A に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した指定通所型サービス A に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 15 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第17条 事業所は、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、ハラスメントを防止するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、介護現場等におけるハラスメント対策について法人の取組方針を説明するとともに必要な研修を行うものとする。
- 3 事業所はハラスメント等に関する相談窓口を設置する。
- 4 事業所はハラスメント対策委員会を設置し発生の防止と問題解決にあたるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、指定通所型サービスAに関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ふきのとうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。